

くらしの手続きチェックリスト

◆ 転入 手続き ◆

斑鳩町

くらしの手続きチェックリスト ●斑鳩町に引越してこられた方へ※住み始めてから14日以内に届出してください。

●本人確認書類を忘れずにお持ちください。

1点で本人確認できるもの・・・運転免許証、マイナンバーカード等(官公署が発行した顔写真付で身分証明ができるもの)

本人確認に2点以上必要なもの・・・年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等

場所	窓口番号	課名	対象者	手続き内容	必要なもの	☑
役場 1階	1	住民課	転入される方 (マイナンバーカードをお持ちでない方)	・住民異動届の記入	・転出証明書 ・本人確認書類 ・在留カードもしくは特別永住者証明書(外国人の方のみ) ・代理人の場合は委任状、代理人の本人確認書類	☐
			転入される方 (マイナンバーカードをお持ちの方)	・住民異動届の記入 ・マイナンバーカードの継続処理(転入後90日以内に継続処理を行わないとマイナンバーカードが廃止されます。)	・マイナンバーカード ※暗証番号を入力していただくので事前にご確認の上お手続きしてください。 ・身分証明書(暗証番号不明の際に必要です。) ・転出証明書(お持ちの方) ・在留カードもしくは特別永住者証明書(外国人の方のみ) ・代理人の場合は委任状、代理人の本人確認書類	☐
			外国から転入される方	・住民異動届の記入	・入国日がわかるパスポート(入国日スタンプが押されていない場合は入国日がわかる搭乗券など) ・外国籍の方は在留カード ・戸籍の附票の写し	☐

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑
役場 1階	1	住民課	印鑑登録される方	・前住所での印鑑登録は異動により廃止になりますので、 新住所地での登録が必要です。	・登録する印鑑 ・顔写真付き身分証明書 ※下記の方は仮登録になりますので後日再度来庁が必要です。 ・代理人による登録 ・顔写真付き身分証明書をお持ちでない方	☐
	2	国保医療課	前住所地で国民健康保険に加入 されていた方	・国民健康保険の資格取得の手続き	・マイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等) ・本人確認書類	☐
			後期高齢者医療の資格を取得 されていた方	・後期高齢者医療の資格取得の手続き	・マイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等) ・本人確認書類	☐
			福祉医療(子ども・ひとり親・障 害・重度老人等)を受給されて いた方	・資格取得の手続き	・マイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等) ・本人確認書類 ・対象者の健康保険資格がわ かるもの ・通帳	☐
	3	税務課	既に固定資産税が課税されて いる方	・通知送付先等を現住所に変更する届出	届出人の本人確認できる書類	☐
			原付バイクを所有している(取得 された)方	・登録または所有者の変更の届出	税務課にお問い合わせください。	☐
	5	福祉課	要介護認定・要支援認定を受け ていた方	・要介護認定・要支援認定の引継	・介護保険受給資格証明書 (前住所地で交付されている 場合) ・本人確認書類 ・マイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等)	☐
			身体障害者手帳を交付されて いる方	・住所変更の手続き	・身体障害者手帳	☐

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑
役場 1階	5	福祉課	療育手帳を交付されている方	・住所変更の手続き	(県外から転入の場合) ・前居住地の療育手帳の写し ・手帳用の写真(縦4cm×横3cm) (県内の異動) ・療育手帳	☐
			精神保健福祉手帳を交付されている方	・住所変更の手続き	(県外から転入の場合) ・前居住地の精神障害者保健福祉手帳の写し ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・手帳用の写真(縦4cm×横3cm)※添付希望の方のみ (県内の異動) ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)	☐
			自立支援医療受給証(精神通院)を交付されている方	・住所変更の手続き (県外から転入される方は新規で申請が必要になります。事前に福祉課までご連絡をいただき必要書類をご確認ください。)	・自立支援医療受給者証 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)	☐
			要配慮者(災害時に自力避難が困難な方)で避難行動要支援者名簿等に登録を希望される方	・斑鳩町で実施している避難行動要支援者名簿への登録	・印鑑 ・本人確認書類	☐
	6	環境対策課	汲み取り式のトイレをご利用の場合	・し尿くみ取り申込書 ・し尿くみ取り内容変更申請(世帯員人数の変更等)		☐
			犬の登録をされていた方	・犬の登録事項変更		☐
役場 2階	8	安全安心課	防災行政無線戸別受信機の貸与を希望される方	・貸与申請手続き		☐
	13	生涯学習課	町立学童保育室の入室を希望される方	・入室申請書の手続き	・世帯状況により異なりますので、事前に生涯学習課までご連絡ください。	☐
	14	教育委員会総務課	町立の幼稚園に入園を希望される場合	・入園受付は随時行っています。教育委員会総務課窓口にお越しください。	・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・本人確認書類	☐

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑
役場 2階	14	教育委員会総務課	町立の幼稚園以外に在籍されている方、または町立幼稚園以外 の入園を希望される場合	・教育委員会総務課までご連絡ください。		☐
			町立の小学校、中学校に転学(転 入)する方	・前住所地の学校で取得された在学証明書を基に、転学(転 入)日の決定を行います。	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	☐
生き生き プラザ 斑鳩		子育て支援課	児童手当を受けていた方 特別児童扶養手当、児童扶養手 当を受けていた方	・住所変更の手続き ※転入届時に役場でも手続きできます。	・マイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等) ・本人確認書類 ・証書(児童扶養手当・特別児 童扶養手当受給されていた 方) ・通帳	☐
			保育所の入所を希望される方	・保育所入所申込みの手続き	・入所申込みに準備してい たものは、世帯状況により異 なりますので、事前に子育て 支援課までご連絡ください。	☐
		健康対策課	就学前のお子さまがいらっしゃ る方	・本町の予防接種予診票や乳児健診受診票の交換	・母子健康手帳	☐
			妊娠をされている方	・本町の妊婦健康診査補助券との交換 ・妊婦給付金にかかる認定手続き	・転入前の市町村の妊婦健康 診査補助券 ・母子健康手帳	☐
斑水奈 鳩道良 事企県 務業広 所団域			転入及び転居等で水道を新た にご使用になる場合	・開栓の手続き ・名義変更の手続(水道の使用者が変わる場合) (奈良県広域水業企業団斑鳩事務所 74-1401)	奈良県広域水業企業団斑鳩 事務所にお問い合わせくださ い。	☐
		その他	自治会について	・自治会への加入や相談については、地域の自治会長にお問 い合わせください。 (自治会長が不明の場合は、総務課にお問い合わせくださ い。)		☐

※このリストに記載している手続きは一般的なものを示しており、個々人の事情により、必要な手続きは異なることがあります。